

認知症初期集中支援チームとは	複数の専門家が、家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人（以下「支援対象者」という。）及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うチームをいう
事業の目的	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とする。
法的根拠	介護保険法 地域支援事業 包括的支援事業 認知症総合支援事業 (法第 115 条の 4 第 2 項第 6 号)
実施主体・設置場所	山陽小野田市・高齢福祉課地域包括支援センター
チーム員 チーム員医師	6 名（保健師 3 名・社会福祉士 1 名・看護師 2 名） 認知症疾患医療センター 兼行医師
支援対象者	支援対象者は、原則として、40 歳以上で、在宅で生活しており、かつ認知症が疑われる人、または認知症の人で、以下の①、②のいずれかの基準に該当する人。 ① 医療サービス、介護サービスを受けていない、または中断している人 ア 認知症疾患の臨床診断を受けていない人 イ 継続的な医療サービスを受けていない人 ウ 適切な介護保険サービスに結びついていない人 エ 診断されたが介護サービスが中断している人 ② 医療サービス、介護サービスを受けているが認知症の行動・心理状態が顕著なため、対応に苦慮している人

【対応ケース実績】(平成 29 年 11 月～平成 30 年 3 月受付分)

No.	年齢	性別	支援開始のきっかけ	概要
1	84 歳	女性	統合失調症の長女と二人暮らし。長女の生活相談員から本人の認知症状について相談があり支援開始。	平成 29 年 12 月 15 日初回訪問。支援中にも 1 度警察に保護される。家族の理解と協力が得られるよう随時説明しながら受診につなげた。平成 30 年 3 月入院。退院後は施設入所予定。
2	84 歳	男性	妻と二人暮らし。自治会での体操教室参加者より本人及び妻の認知症状について相談があり支援開始。	平成 30 年 2 月 22 日初回訪問。夫婦ともに記憶障害の症状は認められるが、地域の見守りもあり、生活は何とか出来ている。内科受診も継続できており、在宅生活を継続中。
3	84 歳	女性	夫と二人暮らし。妻と二人暮らし。自治会での体操教室参加者より本人及び妻の認知症状について相談があり支援開始。	
4	85 歳	女性	統合失調症の娘と二人暮らし。長女から相談を受けた生活相談員からの相談で支援開始。	平成 30 年 2 月 22 日初回訪問。別居の孫と連絡を取り、受診及び介護保険サービスへつないだ。アルツハイマー病の診断を受けているが、サービス利用により在宅生活を継続中。
5	81 歳	女性	長女と及び孫娘と同居。認知症の症状が見られたが受診拒否があり家族で介護をしていた。被害妄想が強くなり家族の対応困難となり相談、支援開始。	平成 30 年 3 月 7 日初回訪問。内科の往診につながったが、その後本人の被害妄想等症状が強くなり攻撃性が見られたため、家族同意のもと 3 月 28 日入院。

